

秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則(四
五・雇用労働政策課)……………1

告 示

○生活保護法による医療機関の指定(三六〇・福祉政策課)……………1
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(三六一・福祉政策課)……………1
○生活保護法による介護機関の指定(三六二・福祉政策課)……………2
○鳥獣保護区の指定のための公聴会(三六三・自然保護課)……………2
○鳥獣保護区特別保護地区の指定のための公聴会(三六四・自然保護課)……………2
○地籍調査に関する事業計画(三六五・農山村振興課)……………3

規 則

○家畜伝染病の発生(三六六・農畜産振興課)……………3
○公共測量実施の通知(三六七・建設管理課)……………3
○道路区域の変更(三六八・道路課)……………3
○道路区域の変更及び供用開始(三六九・道路課)……………3
○農地保有合理化事業規程の変更の承認(三七〇・仙北地域振興局農林部)……………4
○選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(六六)……………4
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(六七)……………4

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年八月二十六日
秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十五号
秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則
秋田県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号中「(職業能力開発促進法及び雇用促進事

業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。」を削り、同項第九号中「五年」を「十年」に改める。
第五条第五項第二号中「、通所のため利用できる交通機関のないもの、又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅(停留所等を含む。)までの距離が二キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が一日十往復以下である者のうち」を削り、「以上である者」を「以上であるもの」に改める。

平成二十年八月二十六日
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
たかのす歯科クリニック	医療法人社団 宝樹会 理事長	北秋田市栄字前綱六十九番地	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	平成二十年八月二日
おぎわら内科診療所	荻原 忠	横手市前郷字下三枚橋七十五番地	内科、リハビリテーション科	平成二十年八月十一日

秋田県告示第三百六十一号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十年八月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日

ハッピー井川・ヘルバーステーション	ジャパンケアサービス秋田 代表取締役社長	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
ハッピー井川・居宅介護支援事業所	ジャパンケアサービス秋田 代表取締役社長	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	居宅介護支援事業	平成二十年六月三十日

秋田県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を

次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成二十年八月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人こもれび訪問介護事業所	特定非営利活動法人 こもれび	能代市落合字綱割十三―百七十四 コーポバレンシア百三三	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年七月十五日
ハッピー井川・ヘルバーステーション	株式会社ジャパンケアサービス東日本 代表取締役社長	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年七月一日
ハッピー井川・居宅介護支援事業所	株式会社ジャパンケアサービス東日本 代表取締役社長	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	居宅介護支援事業	平成二十年七月一日

秋田県告示第三百六十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十年八月二十六日

六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十年八月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一(一) 日時 平成二十年九月十六日午前十一時
- (二) 場所 大仙市大曲上栄町十三番地六十二 仙北地域振興局 第一会議室
- (三) 案件 乙越沼鳥獣保護区の指定について
- (四) 公聴会開催に関する問い合わせ先 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課 (〇一八―八六〇―一六二三)

- 一(一) 日時 平成二十年九月十六日午前十時
- (二) 場所 大仙市大曲上栄町十三番地六十二 仙北地域振興局 第一会議室
- (三) 案件 方角沢鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- (四) 公聴会開催に関する問い合わせ先 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課 (〇一八―八六〇―一六二三)

- 三(一) 日時 平成二十年九月十六日午後一時
- (二) 場所 大仙市大曲上栄町十三番地六十二 仙北地域振興局 第一会議室
- (三) 案件 払田鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- (四) 公聴会開催に関する問い合わせ先 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課 (〇一八―八六〇―一六二三)
- 四(一) 日時 平成二十年九月十六日午後二時
- (二) 場所 大仙市大曲上栄町十三番地六十二 仙北地域振興局 第一会議室
- (三) 案件 八乙女鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- (四) 公聴会開催に関する問い合わせ先 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課 (〇一八―八六〇―一六二三)
- 五(一) 日時 平成二十年九月十七日午前十時
- (二) 場所 湯上市飯田川下蛇川字八ッ口七十番地 湯上市役所 飯田川庁舎第一会議室
- (三) 案件 飯田川公園鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- (四) 公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田県告示第三百六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第四項において準用する同法第二十八條第

生活環境文化部自然保護課

生活環境文化部自然保護課

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区間
	新	旧	
羽後本荘停車場線	羽後本荘停車場線	由利本荘市裏尾崎町二番地先から給人町一七番地先まで	敷地の幅員(メートル) 延長(キロメートル)
	〃	〃	

- 二 供用開始の期日 平成二十年八月二十六日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場
所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年八月二十六日から同年九月八日まで

秋田県告示第三百七十号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八
条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変
更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五
項の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
秋田おほこ農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号及び第
四号に掲げる事業
- 三 変更内容
農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴
う農用地等の売渡し等の相手方に係る要件の変更等
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成二十年八
月十八日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七
十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育
行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二
号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の

数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあって
は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一
を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年八月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一八、八六七

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合に
あっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三
分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二二三、八八六

秋選管告示第六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定に
よる選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(そ
の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一
を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し
て得た数)は、次のとおりである。

平成二十年八月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

- 秋田市 八九、七五〇
- 能代市山本郡 二七、〇八九
- 横手市 二八、六一八
- 大館市 二二、八二二
- 男鹿市 九、九六一
- 湯沢市雄勝郡 二一、一〇二
- 湯沢市鹿角郡 二二、〇二四
- 由利本荘市 二四、五〇五
- 潟上市 九、七五六
- 大仙市仙北郡 三三、四三二
- 北秋田市北秋田郡 一一、九四九

正 誤

にかほ市 七、八五九
仙北市 八、八二七
南秋田郡 七、七四七

平成二十年八月十九日(第二千五百号)掲載の秋田県公告(土地
改良区の役員退任及び就任の届出)
(原稿誤り)

- 一 中 一 十五 一 〃 一 大館市

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarainatsuco.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄